

兵庫県 宍粟市 端末整備・更新計画

| 区 分             | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ① 児童生徒数         | 2,351   | 2,278   | 2,204   | 2,069   | 1,929    |
| ② 予備機を含む整備上限台数  | 2,703   | 2,619   | 2,534   | 2,379   | 2,218    |
| ③ 整備台数          | —       | 2,278   | —       | —       | —        |
| ④ ③のうち基金事業によるもの | —       | 0       | —       | —       | —        |
| ⑤ 累積更新率         | —       | 100%    | 100%    | 100%    | 100%     |
| ⑥ 予備機整備台数       | —       | 341     | —       | —       | —        |
| ⑦ ⑥のうち基金事業によるもの | —       | 0       | —       | —       | —        |
| ⑧ 予備機整備率        | —       | 100%    | 100%    | 100%    | 100%     |

(端末の整備・更新の考え方)

令和 2 年度に導入した端末は、経年劣化により不具合が多く発生しており、現状のままでと一人一台体制を維持できないことから、令和7年度に市内小中学校に全児童生徒数 2,278 人に予備機を含めた 2,619 台を整備する。なお、端末管理の煩雑化を避けるため、端末は一括で更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 2,803 台

○処分方法

・学校、教育委員会での再利用又は有償売却(再資源化)を行う。

○端末のデータの消去方法

・自治体の職員が行う

○スケジュール(予定)

令和 7 年 9 月頃 処分業者 選定

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月以降 使用済端末の事業者への引き渡し